

令和2年10月定例農業委員会議事録

開会 10月23日(金)午前9時

(欠席委員)加納委員

(事務局出席者)野々山(清)局長、野々山(千)次長、水野主幹、
酒井副主幹、山口主事、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから10月定例農業委員会議を開催します。

本日は、加納委員から欠席する旨の届出を受けており、また、萩野委員は遅刻する旨を聞いております。

現在の出席農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

5番、塚崎睦美委員、6番、野々山久照委員、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。

【議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、明知下の件について、地元の深谷良金委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：これまでもみよし市に住居を構えながら、豊田市で農地を所有するという農家で、自前の加工工場を豊田市に持っていますが、農地の管理面での効率が非常に悪いため、みよし市の農地で農業経営をするといった事情がございます。農業への意欲もあり、みよし市に農業法人が増えるということもあり、特に問題ないと思います。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

議 長：続きまして、番号2、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：渡し人が御高齢、受け人の方はまだ農業ができるということで、問題ないと思います。以上です。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2について、許可することとします。

議 長：続きまして、番号3、苧生の件について、地元の近藤進委員から御意見ををお願いします。

近藤(進)委員：継続して農地としてやっていただければ、大変うれしいことでもあります。あざみ地区に関しても、高齢が進んでおりますので歓迎したいと思います。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。番号3について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3について、許可することとします。

《採決結果：議案第28号 全員賛成3件》

議長：議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、黒笹の件について、地元の加納委員が欠席でありますので、事務局として追加の何か説明はありますか。

事務局：黒笹の加納委員より御連絡いただきまして、地権者と地元から話を伺い、今回、始末書も添付されていることですので、やむを得ないと判断していると聞いております。

議長：ただいま事務局から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第29号 全員賛成1件》

議長：議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：農地法第5条の申請をすれば農地が購入できるという、過程がまだ理解できませんので、事務局の説明をお願いしたいと思います。

議長：ただいまの近藤委員からの御意見に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：農地法5条について改めて御説明をさせていただきます。

農地単体でのやり取りであれば、農地法の3条で許可を申請していただくところではありますが、今回、住宅の用地にするための取得ということで、農地を農地以外のものにするために農地を購入して権利の移動をするというときは農地法の5条で、受付をすることになります。その場合、今後の目的が農地としての利用の目的ではなくなるものですから、農地のやり取りをする際の農家でなければならない等の要件は該当からは外れますので、5条の申請で農家以外の方が申請できるといったような形になっております。

議長：よろしいですか。

ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、福谷の件について、地元の鈴木光広委員から御意見ををお願いします。

鈴木委員：渡し人は耕作するには遠方であり、夏場だけ草刈り等の保全管理だけ努められておりました。手放したいという意向はあり、今回やっと受け手が付いたという経緯があります。地元の関係役員による調整会議をさせていただいた結果、県のほうの排水同意も得られること、事務局からの説明がありましたとおり、周辺農地への影響がないということ、また、新たに一般貨物の運送認可をいただいて、砂利の運搬等を開始するということですが、周辺の環境を見てみますと、住宅環境等もございませんので、いずれも適正であり、地元の委員会のほうも適正であるとの判断をさせていただきました。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、

御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号2について採決を採ります。番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、黒笹の件について、地元の加納委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局：黒笹の加納委員より御連絡いただきまして、4条の案件同様、地権者、地元から話を伺っておりまして、問題ないと判断していると聞いております。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号3について採決を採ります。番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第30号 賛成3件》

議長：議案第31号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局からの説明を求めます。

【議案第31号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

それでは、黒笹の件につきまして地元の加納委員が欠席ですので、事務局から御意見を申し上げます。

事務局：黒笹の加納委員より御連絡いただきまして、先ほど御説明させていただいたとおり、10月13日に北部の委員4名で現地確認を行いまして、写真のとおり、山林化しているため、農地の復旧が困難であると判断していると聞いております。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。本農地について、非農地であるとし、その旨の通知書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、通知書を発行することとします。

《採決結果：議案第31号 賛成1件》

議長：議案第32号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第32号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のあった番号1、番号2、打越の件について、一括して審議いたします。

地元の近藤雅俊委員から御意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：現況写真を見てもみますと、草が繁茂しておりますが、法人へ特定貸付けしておりますので、管理をしていただけるものと思っております。

以上です。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

深谷(良)類：法人が管理されているということですが、管理をしている状況の写真でしょうか。管理されてないような気がしますけどどういった状況でしょうか。

議 長：事務局、よろしいですか。

事務局：こちらにつきましては、御説明がならず、申し訳ありません。現地を確認しました際には深谷委員のおっしゃられるように、少し草が生えた状態ではありますが、水田の転作状況の確認の計画書と、水田の担当者のほうが現地を回った経緯等を含めまして、春作の小麦を作っているという状況でありましたので、今現在はそれを終わった段階で、農地としてはしっかりと利用されているということを事務局のほうで確認をさせていただいた経緯がございます。以上です。よろしく申し上げます。

議 長：よろしいでしょうか。

深谷(良)類：しっかり管理をしていただければ、特に問題ないと思います。

議 長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。番号1、番号2について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1、番号2については、証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第32号 全員賛成2件》

議 長：議案第33号及び次の諮問第9号について、鈴木光広委員は議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：議案第33号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第33号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第33号 全員賛成1件》

議 長：諮問第9号については、伊豆原めぐみ委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：諮問に移ります。諮問第9号、農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第9号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。諮問第9号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、諮問第9号について、適当であるとして、市へ答申することとします。
それでは、着席をお願いします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第9号 全員賛成1件》

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和2年9月分農地転用届出の受理状況について

イ 農地法第18条の解約の通知について

ウ 現況証明の願い出について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

深谷(明)委員：現況証明についての質問です。現況証明はもともと農地法が変わる前に現状が変わったところを証明するものですが、平成21年12月に農業振興局長の通達によって、20年以上経過したものに関しては、4条、5条で審査しなければならないような状況のものを、現況証明によって地目の変更ができるという話ですが、本来は、行政サービスの一環であり、各市町村の農業委員会との兼ね合いについて説明をお願いします。

議長：事務局、よろしいですか。

事務局：深谷委員のおっしゃられるとおり、現況証明につきましては、4条、5条ではなくて、行政サービスとして行っているものでございます。その要件としましては、建物が建っていて、20年以上、農地以外のものとして使われていたことを原因として、実際今現状、農地でないことを証明するものになります。ただ、過去に遡って、農地転用の許可のためには、建物が建っている場合は、農地転用の許可だけではなく、都市計画法上の許可のほうも同時に必要となっており、昔から建っている建物等につきましては、都市計画法と農地法の同時許可というものがなかなか困難であったということから、救済措置も含めて、行政サービスとして現況証明というものがなされていたものと認識しております。その経緯から、建物は20年以上たっているものであれば、現況が農地でないという証明を行っているという状況でございます。以上です。

議長：よろしいでしょうか。

深谷(明)委員：これは状態には関係なく、ただ20年以上建物が建って、農地でないと証明ができれば、自動的に許可されるものでしょうか。

事務局：そうですね、基本的にはそういった形となっております。昨年、改めて県の事務所にも確認をさせていただいて、その要件で特に問題ないということで、確認をさせていただいております。申し訳ありません、許可ではなくて、現況が農地でないという証明になります。ですので、違反状態を許可したというわけではなくて、現状農地でないという証明です。頃合いが難しいところですが、そういうふうに御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

現況証明の証明については、処理基準のほうを農業委員会のほうで過去に定めておりますので、次回改めて説明のほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長：それでは、ほかにはないようでありますので、以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。

これを持ちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：はい、それでは、引き続き農地利用最適化推進会議のほうを行います。

本日配付しております10月農地利用最適化推進会議の資料のほうを御覧ください。A4のものになります。次第に沿って進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 1 新規就農者等が第3条の許可申請及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申出を行う場合の取扱いについて
- 2 農作物栽培高度化施設の取扱いについて
- 3 人・農地プランの実質化における今後の流れ
- 4 その他

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：それでは、次回、11月の定例会については、11月25日の水曜日、午前9時から、会場はこの場にて開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして10月の定例農業委員会及び最適化推進委員会

のほうを終了したいと思います。

一同、御起立ください。一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時20分)